

## 栄村紙おむつ等購入支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、在宅において介護を必要とする者の福祉の向上とその世帯の経済的負担の軽減を図るため、栄村紙おむつ等購入支援事業（以下「本事業」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

### (対象用品)

第2条 対象となる介護用品（以下「紙おむつ等」という。）は次に掲げるものとする。

- (1) 紙おむつ（平型、パンツ型、テープ型）
- (2) 補助パッド（尿取りパッド）
- (3) 防水シーツ
- (4) その他介護に必要とする用品

### (対象者)

第3条 本事業の対象者は、村内に住所を有し居住しており、次の各号のいずれかに該当する紙おむつ等を必要とする者とする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定に基づき、要介護3から要介護5までのいずれかに認定された者又は認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上の者で、かつ介護保険施設に入所していない者

(2) 前号に準ずる者で、村長が適当と認める者

### (申請)

第4条 紙おむつ等購入費の支援を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、紙おむつ等購入支援事業給付申請書（様式第1号）を村長に提出するものとする。

2 前項について、申請書への必要事項等記入は原則として申請者が行う。ただし、身体的等の理由で記入が困難な場合は、介護者又は介護支援専門員による代筆も可とする。

### (決定)

第5条 村長は、前条の申請書を受理したときは、内容について審査のうえ要否を決定し、紙おむつ等購入支援事業決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知しなければならない。

### (額の算定及び交付の方法)

第6条 紙おむつ等購入費の助成額は、月4,000円とする。

2 紙おむつ等購入費の支援は、紙おむつ等購入券（様式第3号。以下「購入券」という。）の交付をもって行う。

3 前項について、購入券は4,000円分を1枚とし、購入券の交付は申請のあった日の属する月の翌月分から3月分まで一括とする。

4 購入券は、村長が別に指定する業者（以下「指定業者」という。）において購入するときに利用する。

5 購入券の取扱いとして、購入合計金額の一部又は全部を支援するものとする。

6 購入券の有効期間は、購入券ごとに記載された期間とし、有効期間を経過した購入券は無効とする。

### (指定業者の指定)

第7条 村長は、第2条に規定する支給対象用品を取扱う近隣事業所を指定業者とするものとし、指定

業者の指定は、申請に基づいて行うものとする。

2 指定業者の指定を受けようとする者は、紙おむつ等取扱業者指定申請書（様式第4号）を村長に提出しなければならない。

3 村長は、前項の申請書を受理したときは、申請内容を審査し、指定することが適当と認めるときは、紙おむつ等取扱業者指定決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（費用の請求）

第8条 購入券による販売を行った指定業者は、購入券を添えてサービスを行った翌月の10日までに村長に費用の請求をするものとする。

（費用の負担）

第9条 受給者は、購入券に記載された限度額を超えて紙おむつ等と引換えたときは、その費用から当該限度額を控除した額を指定業者に支払わなければならない。

（目的外の利用の禁止等）

第10条 受給者及び指定業者は、紙おむつ等以外の金品又はサービスの対価として購入券の引換えをしてはならない。

（譲渡等の禁止）

第11条 受給者は、購入券を譲渡・交換・貸付又は担保に供してはならない。

（購入券の返還）

第12条 村長は、受給者がこの要綱に違反したとき又は不正に購入券を使用したときは、購入券及び利用した代金の全部又は一部を返還させることができる。

2 給付対象者に該当しなくなった場合又は給付対象者が死亡した場合は、その翌月分からの購入券を村長に返還しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

## 附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。